

経済要録

国内

◆「商法および株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」の成立

12月5日、参議院本会議において、「商法および株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」が可決され、成立した（12月12日公布）。同法律は「企業統治関係商法改正」と呼ばれ、自民党が平成9年9月に「コーポレート・ガバナンスに関する商法等改正試案骨子」を発表して以来、各界の意見を集め検討を続けてきたものが、議員立法により成立したもの。具体的には、監査役機能の強化、取締役等の会社に対する責任の軽減、および株主代表訴訟制度の合理化が主な内容となっている。

◆総合規制改革会議、「規制改革の推進に関する第1次答申」を公表

総合規制改革会議（内閣総理大臣の諮問機関）は、12月11日、「規制改革の推進に関する第1次答申」を公表した。同答申では、産業活動に直接関係する経済的分野に比べて規制改革が遅れているとされる生活者向けサービス分野（社会的分野）について、「医療」、「福祉・保育等」、「人材（労働）」、「教育」、「環境」、「都市再生」を重点6分野と位置付けた上で、その改革の方向性について本格的に検討が行われている。また、金融については、重点6分野

以外の具体的施策の中で独立の項目が設けられ、ETF（株価指数連動型上場投資信託）の銀行等による窓口販売の解禁や、社債等の無券面化および新たな振替制度の創設等が提言されている。

◆政府、「緊急対応プログラム」を決定

政府は、12月14日、経済対策閣僚会議を開き、「緊急対応プログラム」を決定した。その概要は以下のとおり。

緊急対応プログラム（抄）

1. 基本的考え方

（1）景気の現状認識

米国における同時多発テロの発生を契機に世界同時不況のリスクが高まる中、我が国においても景気は一段と悪化している。個人消費が弱含んでいるほか、輸出、生産が大幅に減少し、設備投資も減少している。このような中、失業率はこれまでにない高さにまで上昇している。さらに、デフレ（持続的な物価下落）が進行している。

このため、我が国経済が、物価下落と生産活動の縮小とが相互作用して、景気が加速度的に悪化していく、いわゆるデフレスパイラルに陥ることのないよう、十分な注意と適切な政策対応が必要となっている。

(2) 緊急対応プログラムの考え方

政府は、先に「改革先行プログラム」を策定し、第一次補正予算を編成した。これは、現下の経済情勢にかんがみ、構造改革を進めるため、先行して決定・実施すべき施策をとりまとめたものであり、特に、規制制度改革による雇用の創出や、雇用面、中小企業面におけるセーフティネットの整備に重点を置いたものであった。

しかしながら、同時多発テロ事件後の経済環境の急激な変化を踏まえ、「改革なくして成長なし」との決意の下、構造改革をより一層加速しつつ、デフレスパイラルに陥ることを回避するため、今般、緊急に対応すべき施策からなる「緊急対応プログラム」を策定し、第二次補正予算の編成を行うこととした。

本プログラムは、構造改革の加速に資する事業であって、高い経済活性化効果が期待できるものを推進することを目的としている。このような観点から、本プログラムでは、6月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に示された構造改革に資する重点7分野に注力することとし、その中で民間投資の創出、就業機会の増大に資し、事業の早期執行が可能で経済への即効性が高く、緊急に実施の必要のあるものを取り上げ、2に掲げるように4つの政策課題の下に整理した。

政府としては、本プログラムに記載された施策を第二次補正予算の国会成立後早急に実施に移すとともに、不良債権処理及び過剰債務解消、規制制度改革、特殊法人等改革、「改革断行予算」である平成14年度予算などを一体的かつ整合的に実施することにより構造改革を加速し、民需主導の自律的な経済成長に

つなげていくこととしている。

政府・日本銀行一体となったデフレ問題への取組みに向け、日本銀行においても、政府の進める構造改革を踏まえ、デフレ阻止に向けて、適切かつ機動的に金融政策を運営するよう期待する。

2. 構造改革のための社会資本の整備（「改革推進公共投資」特別措置）

1) 都市機能の一層の高度化・国際化

- ・大都市圏環状道路の整備
- ・大都市圏の国際交流・物流機能の強化
- ・渋滞対策等都市の生活環境整備
- ・民間都市開発の推進
- ・商店街・中心市街地の活性化
- ・都市の再開発につながる公的施設整備
- ・災害に強い都市への再生
- ・都市治安対策等の強化

2) 環境に配慮した活力ある地域社会の実現

- ・地方の自主性を活かす統合補助金事業
- ・廃棄物処理施設、リサイクル施設の整備等
- ・自然共生型公共事業等の推進
- ・水質改善対策の推進等良質な水を育む循環系の整備
- ・環境に関する技術開発・普及の推進
- ・グリーン庁舎の整備の推進

3) 科学技術・教育・ITの推進による成長フロンティアの拡大

- ・世界最先端の研究施設の整備
- ・産学官連携による研究開発の推進
- ・博物館、美術館等の文化施設、社会教育施設の整備
- ・電子カルテ等の医療分野の情報化の推進

- ・地域のIT化の推進
- ・IT化に対応した公的施設・システムの整備
- ・公立学校における校内LAN等の整備
- ・管理用光ファイバー等の整備の推進

4) 少子・高齢化への対応

- ・特別養護老人ホーム、ケアハウス等の介護関連施設等の整備
- ・保育所、放課後児童クラブ等の子育て施設の整備
- ・障害者関連施設、小児医療施設等の整備
- ・歩道・駅などの公共空間のバリアフリー化等の推進

3. 緊急対応プログラムの規模と効果

本プログラムに伴う第二次補正予算においては、「国債発行額 30 兆円以下」の方針の下、安易な国債増発によることなく、政府の保有資金を最大限活用した「改革推進公共投資」特別措置の実施により、国費で公共事業 1.5 兆円、施設費 1 兆円の計 2.5 兆円の社会資本整備のための無利子貸付けを行い、事業規模で 4.1 兆円程度を確保することとしている。

これにより、本プログラムの経済効果について、内閣府の経済モデルに基づいて試算を行ったところ、以下のとおりと見込まれる。

- ・今後1年間のGDPへの効果については、
名目：1.2%増程度
実質：0.9%増程度
- ・今後1年間の雇用への効果については、
雇用者数：11万人程度の増
失業率：0.1%ポイント程度の改善

◆与党3党、平成14年度税制改正大綱を決定

与党3党は、12月14日、平成14年度税制改正大綱を決定した。本大綱では、平成14年度に連結納税制度を創設することとし、同制度の創設に伴う税収減に対応するための経過措置として、連結納税制度を選択した法人の法人税率に対する連結付加税の上乗せ（2%、2年間）等の措置が講じられている。また、本大綱の「金融・証券関連」部分には、以下の内容が含まれている。

- ① 老人等の少額貯蓄非課税制度（マル優）については、身体障害者等に対するものを除き、その適用対象を平成14年末までに預入または購入された預貯金または公債に限ることとした上、平成17年末をもって廃止する。
- ② 平成15年1月以降、証券会社に一定の要件を満たす口座を設けた場合、その口座を通じて管理する上場株式等の譲渡については、証券会社が譲渡益を計算し所得税を徴収する制度（申告不要制度）を創設する。これは、平成15年1月の株式譲渡益の申告分離課税への一本化に対応したものの。

◆平成14年度の政府経済見通しについて

政府は、12月19日、「平成14年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議了解した。経済見通しにかかる主要経済指標は以下のとおり。

主要経済指標

	平成12年度 (実績)	平成13年度 (実績見込み)	平成14年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成12年度		平成13年度		平成14年度	
				% (名目)	% (実績)	% (名目)	% (実績)	% (名目)	% (実績)
国内総生産	513.0	500.6	496.2	▲ 0.3	1.7	▲ 2.4	▲ 1.0	▲ 0.9	0.0
民間最終消費支出	286.9	280.5	277.9	▲ 1.3	▲ 0.1	▲ 2.2	▲ 0.9	▲ 0.9	0.2
民間住宅	20.2	18.5	18.0	▲ 1.7	▲ 1.5	▲ 8.4	▲ 8.4	▲ 2.5	▲ 1.9
民間企業設備	80.0	79.4	75.6	6.3	9.3	▲ 0.7	1.6	▲ 4.8	▲ 3.5
民間在庫品増加 ()内は寄与度	▲ 1.8	▲ 2.0	▲ 1.8	(0.0)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(0.0)	(0.0)
財貨・サービスの輸出	55.6	50.8	50.7	6.7	9.4	▲ 8.6	▲ 9.7	▲ 0.2	▲ 0.3
(控除)財貨・サービスの輸入	49.4	47.7	46.1	11.5	9.6	▲ 3.6	▲ 6.5	▲ 3.4	▲ 3.0
内需寄与度				0.1	1.5	▲ 1.8	▲ 0.5	▲ 1.2	▲ 0.2
民間寄与度				0.1	1.3	▲ 1.7	▲ 0.6	▲ 1.3	▲ 0.5
公需寄与度				▲ 0.1	0.1	▲ 0.1	0.1	0.2	0.3
外需寄与度				▲ 0.3	0.2	▲ 0.6	▲ 0.5	0.3	0.2
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,772	6,725	6,705	▲ 0.0		▲ 0.7		▲ 0.3	
就業者総数	6,453	6,375	6,330	▲ 0.0		▲ 1.2		▲ 0.7	
雇用者総数	5,372	5,350	5,330	0.9		▲ 0.4		▲ 0.4	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	4.7	5.2	5.6						
生産				%程度		%程度		%程度	
鉱工業生産指数・増減率	4.0	▲ 10.2	▲ 2.4						
物価				%程度		%程度		%程度	
国内卸売物価指数・騰落率	▲ 0.1	▲ 1.1	▲ 0.8						
消費者物価指数・騰落率	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.6						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	6.4	3.2	4.3						
貿易収支	11.5	8.6	9.6						
輸出	49.8	44.9	44.6	6.6		▲ 9.8		▲ 0.7	
輸入	38.3	36.3	35.0	16.1		▲ 5.2		▲ 3.5	
経常収支	12.1	11.0	11.5						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	2.4	2.2	2.3						

(注) 主要な前提は以下のとおりである。なお、これらの前提は、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
世界GDP (日本を除く)	4.2%	1.1%	1.9%
円相場 (円 / ドル)	110.5	122.2	122.3
原油価格 (ドル / バレル)	28.2	24.7	22.3

(備考)

1. 世界GDP (日本を除く) は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成13年11月1日～11月30日の1か月間の平均値 (122.3円) で以後一定と想定。
3. 原油価格は、平成13年9月1日～11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して以後一定と想定 (22.3ドル)。

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更等について」を公表

日本銀行は、12月19日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節方針の変更を決定し、また、新たな調節方針のもとで、長期国債の買入れを増額することとした。

この上で、これらの内容を以下のとおり公表することを決定した。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、12月20日に公表したほか、11月15日、16日に開かれた金融政策決定会合

の議事要旨を承認し、これを12月25日に公表した。

平成13年12月19日
日 本 銀 行

金融市場調節方針の変更等について

(別紙)

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、主たる操作目標である日本銀行当座預金残高を増額するとともに、金融市場調節手段を拡充する措置を講ずることとした(別紙)。
2. わが国の景気は広範に悪化しており、先行きについても、当面、厳しい調整が続くものとみられる。こうしたなかで、金融市場では、株価やCP、社債の発行金利について信用度の違いを反映した格差が広がるなど、金融機関や投資家の姿勢が慎重化している。
3. このような動きは、経済・産業面での構造改革や金融システム健全化の途上で避けられない面がある。しかし、そうした動きが行き過ぎ、健全な企業の資金調達環境が厳しくなると、実体経済や物価をさらに下押しすることが懸念される。
4. 本日の措置は、こうした点を念頭において、金融市場の安定的な機能を確保し、金融面から景気回復を支援する効果を確実なものとするために講じたものである。
5. 日本銀行は、物価の継続的な下落を防止す

るとともに、日本経済の安定的かつ持続的な成長の基盤を整備するため、今後とも実体経済面の動向や金融市場の状況を注視しつつ、中央銀行としてなし得る最大限の努力を続けていく方針である。

平成13年12月19日
日 本 銀 行

1. 金融市場調節方針の変更(別添)

日本銀行当座預金残高が10~15兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

2. 長期国債買い入れの増額

これまで月6千億円(年7.2兆円)ペースで行ってきた長期国債の買い入れを月8千億円(年9.6兆円)ペースに増額する。

3. 金融市場調節手段の拡充

(1) コマーシャルペーパー(CP)、資産担保債券(ABS)の一層の活用

(a) 当面、CP現先オペの積極的活用を図る。

(b) 資産担保CP(ABCP)をCP現先オペの対象および適格担保に加えるための実務的検討を早急に進め、準備が整い次第、決定会合の議を経て、実施に移す。

(c) 住宅ローン債権、不動産を裏付け資産

とするABSを適格担保に加えるための実務的検討を早急に進め、準備が整い次第、決定会合の議を経て、実施に移す。なお、従来は、リース料債権、クレジット債権、社債、企業向け貸出債権を裏付け資産とするABSを適格担保の対象としていた。

(2) 金融市場調節の運営面の改善

- (a) 手形オペ（全店買い入れ）のオファー頻度を引き上げる。
- (b) 国債買い入れオペ、国債借り入れ（レポ）オペ、CP現先オペ、手形売出において輪番オファーを廃止し、今後、全先に毎回オファーを行う。

(別 添)

平成 13 年 12 月 19 日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

日本銀行当座預金残高が 10～15 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「金融政策決定会合等の日程（平成 14 年 1 月～6 月）」を公表

日本銀行は、12 月 19 日、政策委員会・金融政策決定会合において、平成 14 年 1 月～6 月の金融政策決定会合等の日程を以下のとおり公表することを承認した。

平成 13 年 12 月 19 日
日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程（平成 14 年 1 月～6 月）

	会合開催	金融経済月報公表 ^(注) (議事要旨公表)
14年1月	1月15日<火>・16日<水>	1月17日<木> (3月5日<火>)
2月	2月7日<木>・8日<金> 2月28日<木>	2月12日<火> (3月26日<火>) — (4月16日<火>)
3月	3月19日<火>・20日<水>	3月22日<金> (5月7日<火>)
4月	4月10日<水>・11日<木> 4月30日<火>	4月12日<金> (5月24日<金>) — (6月17日<月>)
5月	5月20日<月>・21日<火>	5月22日<水> (7月1日<月>)
6月	6月11日<火>・12日<水> 6月26日<水>	6月13日<木> 未定 — 未定

(注)「経済・物価の将来展望とリスク評価(2002年4月)」は、4月30日<火>に公表の予定。

◆郵政事業の公社化に関する研究会、「中間報告」を公表

郵政事業の公社化に関する研究会（総務大臣の研究会）は、12月20日、平成15年中に設立を予定している郵政公社のあり方についての「中間報告」を公表した。

◆平成14年度一般会計予算の政府案について

政府は、12月24日、平成14年度一般会計予算の政府案について閣議決定した。その概要は以下のとおり。

平成 14 年度一般会計予算案

(単位 億円、%)

		14年度	13年度 当初予算比 増減(Δ)率
歳入	税収及印紙収入	468,160	△ 7.7
	その他収入	44,140	22.4
	公債金	300,000	5.9
	合計	812,300	△ 1.7
歳出	一般歳出	475,472	△ 2.3
	うち 社会保障関係費	182,795	3.8
	文教及び科学振興費	66,998	0.8
	恩給関係費	12,727	△ 6.2
	防衛関係費	49,560	0.0
	公共事業関係費	84,239	△ 10.7
	経済協力費	8,566	△ 10.4
	中小企業対策費	1,861	△ 5.0
	エネルギー対策費	5,694	△ 7.2
	食料安定供給関係費	7,297	5.0
	産業投資特別会計へ繰入	1,455	△ 5.3
	その他の事項経費	50,780	△ 5.7
	公共事業等予備費	0	皆減
	予備費	3,500	0.0
	国債費	166,712	△ 2.9
	地方交付税等	170,116	1.1
	合計	812,300	△ 1.7

◆日本銀行・全国銀行協会、「国税の還付金の振込事務に関する電子媒体の利用開始について」を公表

日本銀行および全国銀行協会は、12月26日、「国税の還付金の振込事務に関する電子媒体の利用開始について」を公表した。その内容は以下のとおり。

平成 13 年 12 月 26 日
日本銀行・全国銀行協会

国税の還付金の振込事務に関する電子媒体の利用開始について

日本銀行および全国銀行協会では、国税庁の協力を得て、国税の還付金*に関して、これまで書面に基づいて行っていた還付対象者への振込事務について、本年（平成 13 年）12 月から磁気テープ（MT）を利用して行うことを開始しました。

本件は、全国銀行協会が国税庁と日本銀行に提出した要望をもとに、関係者間で具体的な実施方法につき検討が進められてきたものです。また、本件は、日本銀行が昨年 3 月に公表した「国庫金事務の電子化」構想の一環です。

この措置により、日本銀行、民間金融機関など関係者の事務の合理化が実現され、年度末などの事務集中時における還付対象者への還付金の振込も早期化する見込みです。なお、今回の磁気テープの利用開始後も一部に書面に基づく振込も残りますが、今後とも電子媒体の利用範囲の拡大を図っていきたいと考えています。

* 例えば、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が、年間の所得に基づいて計算した税金の額より多い場合に、確定申告をすることによって納め過ぎの税金が戻ってくるもの。

◆石川銀行に対する金融整理管財人による管理命令

日本銀行は、12月28日、金融庁からの石川銀行に対する「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命じる処分」に関し、以下の内容の総裁談話を公表した。

1. 本日、石川銀行より、「金融庁長官から、『預金保険法』に基づく『金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を受け、金融整理管財人に預金保険機構等が選任された」との報告があった。また、金融庁からも、同様の連絡を受けた。
2. 今後、石川銀行は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金

融機関への営業譲渡等を図っていくこととなる。

3. 日本銀行は、日本銀行法第 38 条の規定に基づく金融庁長官および財務大臣からの要請を受け、石川銀行の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、同行に対し業務継続に必要な資金を供給する方針を、本日の政策委

員会で決定した。

4. 以上の措置を通じて、石川銀行は通常どおり営業を継続するとともに、預金、インターバンク取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護及び信用秩序の維持が図られるものと考えている。

◆現行金利一覧

(14年1月18日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 ()内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.10	13. 9. 19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28 (1.500)
長期プライムレート	2.00	14. 1. 10 (1.85)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(14年1月18日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<1月債> <u>1.315</u>	<12月債> 1.311
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>100.75</u>	100.78
政府短期証券	応募者利回り (%)	<14年1月15日発行分～> <u>0.0140</u>	<14年1月10日発行分～> <u>0.0095</u>
	発行価格 (円)	<u>99.9965</u>	<u>99.9976</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<1月債> <u>1.405</u>	<12月債> 1.400
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>99.95</u>	100.00
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<1月債> <u>1.411</u>	<12月債> 1.405
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>99.90</u>	99.95
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<1月債> <u>1.100</u>	<12月債> 0.950
	表面利率 (%)	<u>1.10</u>	0.95
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<1月後半債> 0.100	<1月前半債> <u>0.100</u>
	同税引後 (%)	0.090	<u>0.090</u>
	割引率 (%)	0.09	<u>0.09</u>
	発行価格 (円)	<u>99.90</u>	<u>99.91</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆バーゼル銀行監督委員会、「『自己資本に関する新しいバーゼル合意』の完成に向けた作業の進捗状況」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、12月13日、「『自己資本に関する新しいバーゼル合意』の完成に向けた作業の進捗状況」（原題：Progress towards Completion of the New Basel Capital Accord）を公表した（プレス・リリースの仮訳は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載）。

◆バーゼル銀行監督委員会、市中協議ペーパー「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、12月20日、市中協議ペーパー「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」（原題：Sound Practices for the Management and Supervision of Operational Risk）を公表した（「はじめに」の仮訳は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載）。